令和３年第１回尾鷲市議会定例会会議録

令和３年３月２３日（火曜日）

○議事日程（第５号）

令和３年３月２３日（火）午前１０時開議

日程第　１			会議録署名議員の指名
日程第　２	議案第　５号		尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第　３	議案第　６号		尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について
日程第　４	議案第　７号		尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について
日程第　５	議案第　８号		尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
日程第　６	議案第　９号		尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第　７	議案第１０号		尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について
日程第　８	議案第１１号		令和３年度尾鷲市一般会計予算の議決について
日程第　９	議案第１２号		令和３年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
日程第１０	議案第１３号		令和３年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
日程第１１	議案第１４号		令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
日程第１２	議案第１５号		令和３年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
日程第１３	議案第１６号		令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第１１号）の議決について
日程第１４	議案第１７号		令和２年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の議決について
日程第１５	議案第１８号		令和２年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の議決について
日程第１６	議案第１９号		令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について

日程第１７	議案第２０号	令和２年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について
日程第１８	議案第２１号	尾鷲市高齢者保健福祉計画について
日程第１９	議案第２２号	尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について
日程第２０	議案第２３号	尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
		（委員長報告、質疑、討論、採決）
日程第２１	請願第　１号	母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健康診査を実施するよう求める請願
		（委員長報告、質疑、討論、採決）
日程第２２	発議第　１号	尾鷲市議会会議規則の一部改正について
日程第２３	発議第　２号	尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について
		（提案説明、質疑、討論、採決）
日程第２４		議員派遣について

〇出席議員（１３名）

１番	三　鬼　孝　之　議員	２番	内　山　將　文　議員
３番	奥　田　尚　佳　議員	４番	楠　　　裕　次　議員
５番	上　岡　雄　児　議員	６番	三　鬼　和　昭　議員
７番	村　田　幸　隆　議員	８番	仲　　　　　明　議員
９番	小　川　公　明　議員	１０番	南　　　靖　久　議員
１１番	髙　村　泰　徳　議員	１２番	野　田　拡　雄　議員
１３番	濵　中　佳芳子　議員		

〇欠席議員（０名）

〇説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	平山　始君
政策調整課長	三鬼　望君
総務課長	竹平専作君
財政課長	岩本　功君
防災危機管理課長	神保　崇君
税務課長	仲　浩紀君
市民サービス課長	宇利　崇君
福祉保健課長	内山洋輔君
環境課長	吉沢道夫君
商工観光課長	森本眞明君
水産農林課長	芝山有朋君
建設課長	内山真杉君
水道部長	佐野憲司君
尾鷲総合病院事務長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院総務課長	徳井良成君
教育長	出口隆久君
教育委員会教育総務課長	山口修史君
教育委員会生涯学習課長	三鬼基史君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植前　健君
監査委員	福本和行君
監査委員事務局長	野地敬史君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝　豊
事務局次長兼議事・調査係長	北村英之
議事・調査係書記	相賀智惠

〔開議　午前　９時５６分〕

議長（村田幸隆議員）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第５号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において、３番、奥田尚佳議員、４番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第２、議案第５号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」から、日程第２０、議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」までの計１９議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました１９議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔１０番（南靖久議員）登壇〕

１０番（南靖久議員）　おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託になりました議案第５号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」、議案第６号「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について」、議案第７号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について」、議案第８号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」、議案第９号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、議案第１０号「尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第１１号「令和３年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第１２号「令和３年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第１３号「令和３年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予

算の議決について」、議案第１５号「令和３年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第１６号「令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第１１号）の議決について」、議案第１７号「令和２年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の議決について」、議案第１８号「令和２年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の議決について」、議案第１９号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について」、議案第２０号「令和２年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について」、議案第２１号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」、議案第２２号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」、議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、以上、条例関係６件、予算関係１０件、福祉計画及び指定管理者関連の３件の計１９議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る３月１１日から１９日の７日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第５号から議案第１０号までの条例関係６議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１号から議案第１５号までの当初予算関連５議案のうち、議案第１１号から議案第１３号及び議案１５号の４議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６号から議案第２０号までの補正予算関係５議案のうち、議案第１６号から議案第１８号及び議案第２０号の計４議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第１９号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号、議案第２２号の福祉計画２議案及び議案第２３号の指定管理者の指定に関わる１議案の計３議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第１１号「令和３年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、

２款総務費、１項総務管理費、１３目コミュニティセンター費における元飛鳥幼稚園の解体工事請負費５４０万１，０００円につきましては、明治４３年に曽根尋常小学校舎として建設され、近年は曽根郷土資料館として使用しているところでもありますが、老朽化に伴う雨漏りや屋根板の腐食が著しく、崩落事故も発生をしております。極めて危険な状況であることから、取壊しはやむを得ないところでありますが、地区からの要望であります鬼瓦や記録等を保存し、後世に残していくことについては、取壊しの際に地区と十分協議し、また、合意形成を取りながら着手していただくよう申し添えておきます。

次に、４款衛生費、１項保健費、２目予防費、感染症予防対策事業における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、本市においては、３月８日から医療従事者の接種が始まりました。

今後の予定といたしまして、４月１９日の週と４月２６日の週には、ワクチン１箱ずつ１９５本、９７５人分が入る予定となっており、当市においては、４月の下旬頃には高齢者の集団予防接種が始まる予定だと聞いております。

なお、テレビ等でワクチン接種による副反応の報道を見て不安になる市民がおります。執行部におかれましては、ワクチンの安全性や有効性、副反応に関する情報を市民が正しく理解した上で接種していただけるよう、相談窓口における対応、県との連携を強化するとともに、エリアワンセグや広報おわせ等においてきめ細かな情報提供に努めていただきますよう、要望をいたしたいと思います。

次に、８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費、消防団員活動につきましては、近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が想定される尾鷲市において、地域防災力の強化は喫緊の課題であり、消防団の活動は極めて重要なものであります。

しかし、本市における消防団員の年報酬は、県内１４市の中で最も低い水準となっております。団員数の定数や人口、面積等で一概に基準額と比較できないことは理解するものの、今後の社会情勢や近隣市町の状況を踏まえながら、報酬等の見直しにつきましては、速やかに検討をしていただくよう要望をいたします。

また、議案第１９号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決についてのうち、リニアック更新事業に関わる債務負担行為の額の決定に伴う契約行為、すなわち、プロポーザルによる選定過程が一度も議会に示されることなく予算計上されたことに対して、複数の議員より議会軽視との厳しい意見が相次ぎました。

委員会として、昨年の９月定例会において既に可決されている債務負担行為であり、契約行為は、企業会計においては問題はないものの、一方では、議会に対して契約に至るまで丁寧な説明があってしかるべきであると強く強く指摘をさせていただきます。

最後に、尾鷲市議会基本条例第７条において、我々議会は、市長が提案する計画、政策、事業等に政策過程の説明、市政に関する情報の提供を市長に求めております。

今後、執行部におかれましては、当然のことではございますが、委員会審査に際しては、説明資料など事前準備、丁寧かつ速やかな情報提供に十分御留意していただくよう委員会として要求させていただき、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員）　以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

１２番、野田拡雄議員。

〔１２番（野田拡雄議員）登壇〕

１２番（野田拡雄議員）　おはようございます。

私は、議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、第１２条、重要な資産の取得に当たるリニアック装置一式を取得することに反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回、第１２条、重要な資産の取得としてリニアック装置を取得することは、尾鷲総合病院の財務内容の改善と尾鷲総合病院を維持、存続するために、果たして賢明な選択であったのかどうかを疑問視する考えであります。

今、尾鷲総合病院で何をやるべきことが重要なのかを考えた場合、医療経営の健全化を第一に考えるべきであり、多くの患者さんが使用するＣＴ、ＭＲＩ等、汎用医療機器等の更新導入を早期に行うことが、尾鷲総合病院の信頼性を高め、

進むべき道ではないかと考えております。

その主な反対理由については、以下の考えに基づいています。

１番、私は、東紀州地域になくてはならない尾鷲総合病院として維持、存続するためには、まずは、医療財務内容の改善が重要との判断であります。

二つ目は、令和２年度当初予算において、年間入院患者数は６万７，９１８人、外来患者数は９万２，４７２人と見込んでおりました。それが、令和２年度第４号補正予算において、入院患者数は５万１，８２３人、当初予算比１万６，０９５人の減少、減少率は２３．７％です。外来患者数については８万５，３３４人、当初予算比７，１３８人の減少、減少率は７．７２％であります。

患者数の減少を見込んでおる中で、令和３年度の当初入院患者数においては５万２，７１６人、外来患者数は８万４，９９０人となっており、患者数の見通しの不安定状況の中、何を充実していくべきかを考えることが必要と認識しております。

３番目に、第４号補正における損益概況は、患者数の落ち込みによる収益減を国、県のコロナ補助金約５億５，０００万で賄ったものであり、令和２年度最終損益見込みは、当年度純利益３億２，９４７万１，０００円を見込んでおります。対し、令和３年度当初予算において、当年度純利益は２億７，３４２万円の損失を見込んでおります。

このような患者数の大幅な落ち込みの中で、収益改善の見通しが不安定な状況にあります。今やるべき理由として、そのリニアック導入は見当たらないと判断しております。

また、現預金においても、１，２８５万８，０００円の予想残高であります。尾鷲総合病院の開設者である市長は、私の選挙公約だから、リニアック導入は必ずやるとのことです。収益物件であり、収益改善は図れると言っております。尾鷲総合病院の安定的な維持、存続のための医療経営を考える中では、本当にそうなのかと思わざるを得ないと考えております。

私は、行政運営者として重要なことは、透明性、公正性、説明責任だと思っております。市長は、選挙公約が第一と言っていますが、よりよい尾鷲総合病院に改善していくことを優先すべきであり、まずはその点について、説明責任を果たすことが市長としての重要な役割と考えております。

また、４番目に、一時借入金が削減される見通しが立っていない状況で、過大なリスクを取り過ぎることは、今後の尾鷲総合病院の医療経営の判断を狭めるこ

とになってしまうと思われます。まずは、医療経営改善の実績を構築することが重要との判断です。一時借入金を削減すること及び内部留保金の改善を図ることが必要と判断しております。

令和２年度第４号補正の一時借入金は２億円の見込みです。令和３年度当初予算においては２億５，０００万を計上しております。令和６年度には２億８，０００万、令和７年度には３億８，０００万と、改善の方向が見えていない状況にあります。

市長は民間企業経営者であったと聞いております。一時借入金の基本的資金使途は、季節資金、賞与資金等、１年間で返済することが基本であり、尾鷲総合病院は、以前は一時借入金は発生しておりませんでしたが、今は恒常的な赤字運転資金となっております。企業の維持、存続を考えるならば、その点について、まずは市民、地域住民に説明責任を果たすべきだと考えます。

令和２年度決算予想において、コロナ禍における補助金により収益が計上されたとしても、令和３年度当初予算において３億２，９４７万１，０００円の損失が見込まれている中で、３億５，８００万円の投資リスクは、あまりにも過大投資であり、過剰な投資リスクであると考えます。

私は、平成２８年、議員になる前はリニアック設置導入がなぜできないのかと思っておりました。ただし、議員になって病院の財務内容を見る中で、尾鷲総合病院の医療経営維持、存続、積極的な病院運営とは何かを考えるとき、やるべき優先順位はもっとあるのではないかと考えております。今の状況下でリニアック導入に固執することはないとの考えであります。だからこそ、市民、地域住民に寄り添う説明責任が重要ではないかと考えております。今後の尾鷲総合病院としては、積極的な医療体制を構築するためにも、体質強化を目指すべきと判断しております。

私は、令和２年第３回９月定例会の議案でありました尾鷲総合病院の令和２年第３回補正予算３億６，０００万のリニアック設置に係る債務負担行為についても反対をしてきております。私自身の主義一貫した考えは、現状の状況下、状況変化のない中で、第１２条、重要な資産の取得、リニアック装置一式を取得する資産にすべきではないと判断しております。よって、今回の議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」は、反対の立場から討論させていただきました。

以上です。

議長（村田幸隆議員）　他にございませんか。

８番、仲明議員。

〔８番（仲明議員）登壇〕

８番（仲明議員）　議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」の第４条予算、第１款資本的支出、第１項建設改良費について、私は賛成の立場から討論をいたします。

尾鷲総合病院リニアック更新事業については、令和２年度９月第３回定例会において、議案第５７号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第２号）の議決について」に、期間、令和３年度、限度額、３億６，０００万円と定め、債務負担行為が計上され、議決、承認されております。

本定例会の行政常任委員会には、総合病院では、債務負担行為に基づきリニアック更新事業のプロポーザル方式での入札が行われ、既に２月８日にキャノンメディカルシステムズ株式会社三重支店と契約済みであります。その説明がなされております。契約額は３億５，８００万円、税込みでございます。

債務負担行為は、地方自治法２１４条に規定されており、予算の一部を構成すると同法２１５条に定められております。債務負担行為の効果と効力は、債務負担行為の設定がなされると、当該設定された範囲、事項、期間、限度額内において、歳入歳出予算外の債務負担契約が締結できるとされ、また、債務負担行為として予算で定めた案件については、後年度において支出が拘束され、歳入歳出予算に計上しなければならないもので、今年度における予算計上は義務費となり、議会はこれを削除することができないとされております。

リニアックについては、さきの６月定例会常任委員会で、私は、稼働率の重要性を質問し、その方向性を確認いたしました。さらに、紀南病院、松阪中央病院、伊勢日赤等、放射線治療連絡協議会発足等を提案し、稼働率の向上と放射線医療の市長の熱い情熱を受け取ったものでございます。現在に至って、リニアックの必要性を議論することは不毛であります。

また、地方公営企業法第４０条には、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第９６条第１項第５号から第８号まで及び第２３７条第２項及び第３項の規定にかかわらず、条例または議会の議決によることを要しないと規定をされております。

これらの規定により、総合病院リニアック更新事業の契約は、電子カルテ更新事業と同様に何ら問題はなく、当初予算にリニアック更新事業の予算を計上すべ

きものであり、本議案に賛成するものであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員）　他にございませんか。

３番、奥田議員。

〔３番（奥田尚佳議員）登壇〕

３番（奥田尚佳議員）　議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」のうち、資本的収入及び支出の支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、第１目資産購入費、１節器械備品購入費７億２，２１１万６，０００円のうち、放射線治療装置でありますリニアック購入費３億５，８００万円。それと、議案第１９号ですね。「令和２年度尾鷲市病院事業会計予算（第４号）の議決について」のうち、第５条ですかね。債務負担行為の変更、同じくリニアックの件なんですが、令和３年度限度額を３億６，０００万円から３億５，８００万円に変更するということですね。このことにつきまして反対の立場で討論に参加させていただきます。

リニアックにつきましては、皆さん御存じのとおり、平成２７年度ですか、正確に言いますと平成２８年の２月だったと思いますけれども、稼働を中止しております。ですので、再稼働を望む声というのは、市民の皆様からもかなりあるということも存じ上げております。議会の中でも、早急に導入すべきだという議論もかなりされたことも承知しております。ですので、私は、ないよりはあったほうがいいと。これにつきましては、議員の皆さんの総意だと思うんですね。

というのは、平成２９年の３月議会だと思うんですけれども、私が予算決算常任委員長をしているときに、皆さんの総意として、一時借入金が当時３億数千万あって、やっぱり一時借入金がある状況でリニアックを入れるということはちょっと無理があるんじゃないかと。

一時借入金というのは、普通の会社で言うと、もうこれ、あり得ないことなんですね。資金ショートを起こしていて、もう、だって、平成３０年度の決算ですか、たしか債務超過に陥りましたけど、この病院事業会計。そういう状況の中で、普通の会社だったら、貸してくれない借入金でございます。

ですので、実質的に言うと、もう今の病院というのは、普通の会計で言うと、こんなことを言ったら怒られるかもしれませんけれども、破産状態であるということが言えるわけなんですね。

ですので、議会での総意として、平成２９年３月、市長が就任される前ですけ

れども、加藤市長が、ちょっと一時借入金の解消を先にしましょうよということだったと私は記憶しております。委員長報告でも、私はここで申し上げたことがあるんですね。

それで、だから、一時借入金を見ますと、令和元年度決算でもまだ３億５，０００万あると。そして、この令和２年度は、新型コロナの関係の補助金が５億４，０００万程あったということで黒字になって、黒字要素ですね、今のところね。そして、一時借入金も下げることができると。この前の説明では２億円ぐらいになるということかな。１億５，０００万ぐらいは減らせるという話がございました。ただ、令和３年度がまた２億７，３００万ですか、赤字、大赤字ということで、また一時借入金が増えるという状況でございます。

ですので、昨年の９月議会で、この債務負担の限度額として３億６，０００万円、これは賛成多数で可決はされております。ただ、このリニアックについての、先ほど委員長の報告もありましたけれども、仮契約が１月２８日ですか、本契約が２月８日、もう契約が完了しているということで、これまで委員会としても、我々議会には、それらの経緯について全く説明がなかったわけですね。

先ほど南委員長の委員長報告の中でも、最後に情報提供をしっかりやってほしいというようなまとめの発言がありましたけれども、私、これまで議員１２年やっていまして、委員長報告の中で情報提供をきちっとしろなんていう委員長報告があったかなとさっき思ったんですけど。

だから、そういう情報、きちっとした情報を出していない、こういうふうにどんどんどんどん議会に報告もせず進んでいくということはどうなのかなと。前代未聞、前代未聞というか、ほかにもいろいろありますけどね、この加藤市政のやり方というのは。こんなのでいいのかなという気がしてなりません。

確かに、先ほど仲さんも言われておったように、一般会計では、予定価格１億５，０００万円以上の工事とか製造の請負とかの場合には、議会の議決が必要であります。ただ、地方公営企業の場合は、除外規定がありまして、契約１億５，０００万円以上であろうが、議会の議決は要らないということは承知しているわけなんですけれども、ただ、どう考えても、私は、予算がまだ認められていない。予算が認められないと支出ができないわけですね。

ですから、予算が認められていないので、いない状況で、仮契約まではいいと思うんですよ、仮契約はね。それが本契約まで、もう２月８日の時点にしてしまっているという。これが本当、これ、普通なのかな。非常に強引過ぎるんじゃな

いかなという。あまりにも加藤市政というのは拡大解釈をし過ぎじゃないかなという声が結構ありますけど、市民の間からもね。あるのは事実でございますけれども。

これ、債務負担行為は確かに予算の一つであります、先ほど仲さんが言われたとおりに。でも、債務負担行為の議決と、それこそ予算、これ、予算の一部ですけれども。本来の本当のこの予算の議決というのは全く別ですからね、予算としては別ですからね、これ。別問題なんですよね。

それと、この債務負担を認めたから、予算を認めなあかんというような議論もありますけど、でも、この債務負担を、私、９月議会のときもこの場で申し上げましたけれども、債務負担というのは継続事業であるとか、毎年毎年やるとか、もう負担せなあかんと分かっている。それか、長期間にわたってこれから工事をやるというね。それで、後年度のこういうのが関わりますよっていうのが、それが債務負担だと思うんですね。

それを考えると、もう２７年度にリニアックは停止しているわけですね。今回やるのは、完全な新規事業だと思うんですね。更新事業と名前がついていますけど、新規事業です。こういうものが本当に債務負担としてなり得るのかという、僕はこれ、非常にこれ、考えるところなんですけど。拡大解釈があまりにもし過ぎじゃないかなという気がしてならないですね。

ですから、契約は完了していて、予算が認められていなければ、先ほど申し上げたように、支払いができないのによくそこまでやったなという気がして、これ、本当に議会軽視だと思うんですけれども。ちょっと普通じゃないなと。

だって、本契約はやっぱり予算が今日通った後、きちっと通った後、契約するのが普通ですよ、これは。これまで尾鷲市ってそうだったと思うんですね。それがちょっと普通ではないということで、私はちょっと全然納得できないという部分がございます。

それと、先ほど野田さんも言われていましたけれども、令和３年度の予算を見て、先ほども私、ちょっと申し上げましたけど、２億７,３００万という大赤字なんですね。新型コロナのことがあって、非常に先行き不透明でございます、これ。

先ほど野田さんも言われておったように、１日平均患者数を見ても、令和２年度１日１８６人の予算を組んでいます。２５５床ありますけど、１８６人は入院するだろうと。それが、令和３年度の今度予算、１４４人ですよ。約２３％減る

と。外来患者も１日平均３８１人、令和２年度当初予算、組んでいたのが、実際、もう患者数が減って、令和３年度の予算でも３５１人ということで、約８％を減るという状況でございます。

ですので、私は、どう考えても、今回このリニアックの予算を計上するという意味が、私にはちょっと理解できないということでございます。

それと、６月に市長選、市議選の選挙がございます。ですので、一般会計にしても、市長も言われていましたけど、これ、骨格予算であります。骨格予算ということを考えると、この骨格予算の中で、こういう新規事業の３億５，０００万以上、３億５，８００万ですか、そういうような多額の予算をこの新年度予算に計上するということが、私はちょっと理解できないというか、普通ではちょっと考えられないんじゃないかなと、選挙が終わってからでいいんじゃないかなという気がしております。

ですので、私もいろいろ勘案したんですけど、病院経営が、先ほど野田さんも言われていましたけど、病院経営は今非常に厳しい状況の中で、この病院経営が行き詰まったら、行き詰まって病院経営が成り立たなくなったら、これ、この本体というか、尾鷲市の財政が成り立たなくなるということなんですね。

ですので、その辺のところ、尾鷲市全体の財政状況、それから今後の見通し、そういうことを総合的に勘案すると、やはり今この時期にリニアックなのかなという気がしてならないんですね。

来年度、電子カルテの更新もございます。ＣＴ、ＭＲＩの更新もございます。多額の予算が必要でございます。それから、今よく市民の皆さんの間から聞かれるのは、小児科ですね。小児科を何とかしてもらえないかというような要望等もございます。

そういう中で、今、コロナ、コロナということもあって、病院はコロナ対策もしっかりやらないといけない。だって、陰圧室、皆さん御存じのとおり、気圧の関係で空気が外に漏れないという陰圧室、それが、尾鷲総合病院、１室しかないんですよ。それで複数の患者を今入れているということなんですけど、入れてきたという、これまでもね。

それで本当に大丈夫なのかというようなこともあって、やっぱりきちっとした新型コロナ対策というのも、今後まだまだ必要だと思いますし、そういうことも考えて、やっぱり市民の方々の安心安全、信頼をされていく病院ということ、それから、今のこの優先順位、尾鷲総合病院の優先順位ということを考えた場合に、

やっぱり今リニアックなのかと。これ、必要性は十分認めているんですよ。ないよりはあったほうがいいと。

ただ、今の状況の中で、リニアックが最優先事項なのかとなると、私はクエスチョンマークがつくということで、今回、このリニアックの件につきましては、反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員）　他にございませんか。

２番、内山議員。

〔２番（内山將文議員）登壇〕

２番（内山將文議員）　私は、議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」のうち、第４条予算に計上している１款資本的支出、１項建設改良費について、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は、先ほど仲議員さんの討論にありましたように、令和２年第３回定例会において議決されたことにより、令和３年度当初予算に計上されたものであります。

令和３年度当初予算の損益計算書では、２億７，３４２万円の赤字を計上していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものと執行部からの説明を受けました。

ですが、リニアックの導入は、資本的支出及び……。ごめんなさい。資本的収入及び支出の予算でありますから、３年度の経営状況に影響がないと考えられます。さらに、リニアック更新による令和４年度以降の債務返済に当たっては、行政常任委員会にて放射線治療を必要とする患者数の見込みから採算の取れる事業であることは、既に説明を受けております。

このようなことから、令和３年度尾鷲市病院事業会計の当初予算にリニアック更新に係る予算計上が病院経営を圧迫するものではないと考え、本議案に賛成するものであります。

御賛同くださるようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員）　他にございませんか。

４番、楠議員。

〔４番（楠裕次議員）登壇〕

４番（楠裕次議員）　それでは、反対討論をさせていただきます。

議案第１９号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について」、予算第５条債務負担行為の補正、及び議案第１４号「令和３年度尾鷲市

病院事業会計予算の議決について」のうち、リニアック更新事業の資本的支出について反対討論を行います。

私は、この案件については、市長が当初からこのリニアック導入についての考え方については、終始一貫して反対してきました。

なぜかというと、先ほど奥田議員が言いましたように、平成２８年度稼働を中止した以前の患者数等も明確に説明をされていない。何回聞いても、何人治療されているのかも答えない。言っているのは、統計的な数値だけをうのみにして十何人いますと。統計計算は、誰でもやればできるんですよね。

実質、このリニアック治療器を使って、現在、いわゆる稼働中止以降今まで、何人の方が治療を受けているのか。その数字も示さないで、何で機器が入れられるんですか。数字が示せないということは、治療している人、いないんですよね。じゃ、機械は要らないですよね、当然。当たり前の話ですよ。

前回の委員会でも確認しましたけど、いろんな理由をつけて調べておりません。調べておりませんじゃなくて、調べる気がないんですよね。

だけど、後半ちょっとちょろっと言葉が出たのは、数字を言い始めたんだけど、事務長がやめてというのは、多分、調査したらあまりにも少ないので隠蔽しているんじゃないかと、私は疑いたくなりました。

私は、先日、情報公開で国民健康保険を利用した名称で放射線治療を含む診察行為を受けた平成２７年から令和２年３月までという報告書を頂きました。それは、２７年度で２１件、２８年度で１５件、２９年度で１６件、３０年度で１４件、５年目の３１年度で１４件。

この内容を見ますと、治療回数が１４回、１４回ということは、同じ方が１回、２回受けているんですよ、１方向とか、２方向とか、回転だとか。

ということは、７人しかいないんですよ、２回受けていますから。それが１０日も２０日も連続して受けているのかと思うと、その資料ではなかなか推察はできないんですけど、この幼児、乳幼児の方がやられているみたいなんですね。ですから、そんな回数は出ないと。これは当たり前の話だと思うんですけど。その資料しかない。

その個人情報の公開請求の中の回答については、過去５年分の資料、公文書は不存在。ちょっと待てよと。私たち、一般国民健康保険を使っていると、年金のほうから、あなたはこういう場所でこういう治療をしましたねって、通知は必ず来ますよね。間違いないかどうか、レセプトをやっているわけですから。

高額医療の場合は、放射線治療は、ポイント数がいきなり１，０００ポイントか２，０００ポイント、単純計算したら、もうすぐ１万、２万の金になるわけですよ。２回目以降は、基本的には、２０２０年度の基本的な改定では、２回目以降は２分の１になります、診療点数が。だから、いろんなケースを足し算していますので、とてつもない診療点数になるということは、もう既に報告されております。

ところで、私が気になるのは、５年間のこの通知を出すべきものの公文書が不存在。こんな仕事をしているんですよね、市長は。管理監督の責任があるはずなのに不存在。最終的には、市長の判こを押してありますから、見ているはずですよね。

こんなことをやっているんだったら、放射線治療を受ける人が何人いるなんか、分かるわけがないじゃないですか。何で事業で採算が合うんですか、これ。

議長（村田幸隆議員）　大変申し訳ございませんが、楠議員、本題にきちっと戻してください。

４番（楠裕次議員）　それで、私の言いたいのは、本題に戻りますけど、こういうことで人数も分からないのに、リニアックの機器は必要なのかどうかなんですよ。３億５，８００万も投資して、人数がいなかったら、投資だって無駄金ですよね。

議員の皆さん、分かります。下を向いて、何かいろいろ考えているみたいですけど。人がいなかったら、治療器なんか要らないんじゃないですか。何で治療する人数の数字も出せないのに機械を入れるんだということなんですよ。

市長、分かります。

今、議長が言われたので、本題に戻りますけど、今、医療技術は、もう日進月歩どころか、もう毎日更新されているわけですよ。前にも言っていますけど、光免疫で１日か２日でもう完全に完治できる医療機器も出てきています。世界中で今、治験もやって、もう二、三年すれば、ほとんどのものが光免疫でできる。あるいは別の光療法も、もう開発されてきている。

もう一つは、投薬も機能がよくなってきていますから、比較的がん患者の方には楽に治療ができるという時代に入ってきているわけですよ。

放射線は、確かに機能がよくなって部位を照射しますけど、大事な細胞まで傷つける、痛みもある。完治はできない。そうであるリニアックを入れること自体が、私はもう反対しているんですよね。

医療従事者、ＯＢの方とか、いろんな方にも確認しました。今どきリニアック

なんて要らないよと。日進月歩している、医療機器がどんどん発達してきている。もう古い時代のものは要らないんだ。６年もたったらもう過去の遺物だという方が結構いらっしゃいます。

だけど、お医者さんにしてみれば、治療費が稼げるんですから、要は入れて点数を稼いで商売したらいいんじゃないですかと思う先生は幾らでもいると思うんですよ。

だけど、基本は、患者さんをいかに楽にしてあげて早く完治させてあげるか。要望の何を優先するという考え方でやっていただくのが一番じゃないかと思うんですよ。

６年間で投資効果が出ると市長も言っていますけど、潤沢な予算があれば、フル装備して病院を立派にすればいいんですよ、総合病院という標榜しているんですから。

先ほど奥田議員も言いましたけど、小児科もない、あれもない。朝のワンセグを見たら、何科が休みです。そんなのばっかり。毎日お医者さんがいるわけじゃない。そういう状態をよくして、経営状態をよくすることがまず先決じゃないかと思うんですよ。

一方で、もう本来手をつけちゃいけない一時借入金も手をつけている。もう毎年恒例のようにやっている。本来だったら、一般会計のほうから企業会計にある一定の金額をもって補填して、しっかり運営してもらうということが当たり前で、一時借入金まで起こすのは、もう瀕死の状態のときに一時借入金に手をつけるんですよね。それを毎年続けている。こういう経営計画でいいんですかね、本当に。

ですから、私が思うのは、これからの総合病院の財政面も含めて、あるべき姿も方向性も明確に打ち出してしっかりやっていく。だから、慌ててリニアックをやる必要はないということです。

ですから、私は、これからでも遅くないので、リニアック更新の関連に伴う議案に反対するものでありますから、今、座っている議員の皆さんも、話を見て、居眠りしているのかどうか分かりませんけど、しっかり考えて……。

議長（村田幸隆議員）　楠議員、ちょっと余計なことを言わないでください。

４番（楠裕次議員）　はい、分かりました。

しっかり財政計画もあって病院経営をしっかりやらないことには、尾鷲市全体が危ないんですよ。それを理解した上で、皆さんも私の考え方に御賛同をお願いしたいということで、反対討論といたします。

議長（村田幸隆議員）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第２、議案第５号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第３、議案第６号「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第４、議案第７号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第５、議案第８号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第８号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第６、議案第９号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第９号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第７、議案第１０号「尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第８、議案第１１号「令和３年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（起　立　全　員）

議長（村田幸隆議員）　起立全員。

起立全員であります。よって、議案第１１号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第９、議案第１２号「令和３年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１２号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１０、議案第１３号「令和３年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１１、議案第１４号「令和３年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙　手　多　数）

議長（村田幸隆議員）　挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第１４号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１２、議案第１５号「令和３年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１５号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１３、議案第１６号「令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第１１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１６号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１４、議案第１７号「令和２年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１５、議案第１８号「令和２年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１８号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１６、議案第１９号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　多　数）

議長（村田幸隆議員）　挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１７、議案第２０号「令和２年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１８、議案第２１号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２１号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１９、議案第２２号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２２号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第２０、議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第２１、請願第１号「母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健康診査を実施するよう求める請願」を議題といたします。

ただいま議題となりました請願につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔１０番（南靖久議員）登壇〕

１０番（南靖久議員）　報告させていただきます。

私ども、行政常任委員会に付託になりました請願第１号「母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健康診査を実施するよう求める請願」、請願者、三重県保険医協会会長、宮﨑智徳さん、紹介議員、三鬼孝之議員につきましては、慎重に審査いたしました結果、その趣旨を妥当と認め、採決の結果、全会一致致をもって採決すべきものと決しました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員）　以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第２１、請願第１号「母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健康診査を実施するよう求める請願」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第２２、発議第１号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」及び日程第２３、発議第２号「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について」の発議２件を一括議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長　朗読）

議長（村田幸隆議員）　ただいま議題の発議２件につきまして、提出者の提案説明を求めます。

１番、三鬼孝之議員。

〔１番（三鬼孝之議員）登壇〕

１番（三鬼孝之議員）　発議第１号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、標準市議会会議規則の一部改正に基づくものでございます。

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図り、議員として活動するための制約を解消するため、本会議や委員会への欠席事由として既に規定されている出産に加え、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に例示として明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮し

た規定を具体的に明文化する形に改正するものでございます。

並びに、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る押印の見直しを行うもので、請願者に対し、提出時に必須条件として求めていた押印を、署名または記名押印で可能という形に改め、請願者が法人の場合の規定の整備を図るものでございます。

以上、「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、発議第２号「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例につきましては、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、尾鷲市議会議員が議員の職責及び議会の市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めるものでございますが、今回の本市議会会議規則の欠席事由に係る一部改正内容等を十分に踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援など議員活動しやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なものであり、議員の成り手の確保にもつながるとの観点から、女性議員が出産に伴い議会を長期間欠席した場合、報酬等の減額対象から除外し、安心して妊娠、出産に臨めるようにするため、本条例第５条に議員報酬、期末手当の減額を適用除外として女性議員の出産を加える形に改正するものでございます。

以上、「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について」、提案理由とさせていただきます。

御賛同いただきますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員）　以上で提案説明は終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第２２、発議第１号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第２３、発議第２号「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙　手　全　員）

議長（村田幸隆議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第２４、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び尾鷲市議会会議規則第１６６条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りをいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りをいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合等につきましては、議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　御異議なしと認めます。よって、そのように決します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君）　議員の皆様におかれましては、今月２日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第５号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」をはじめとする議案２０件と、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問１件について、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し

上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますます御健勝と御活躍を祈念申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員）　去る３月２日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和３年第１回定例会を閉会いたします。

〔閉会　午前１１時１２分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長　村　田　幸　隆

署　名　議　員　奥　田　尚　佳

署　名　議　員　楠　　　裕　次